

尼崎市移動支援事業支給決定基準（案）

1 サービス内容

(1) 移動支援事業の対象範囲

- ・ 外出において支援を必要とする障害者等に対し、ヘルパーが個別に、見守り、誘導、身体的介護等にかかる支援を行うものを対象とする。
- ・ 外出先での対象範囲は、滞在時間ではなく、原則として、介護を要する時間とする。
- ・ 対象範囲は、ヘルパーが介護を要した時間とし、家族やボランティア等の他の者が支援した時間を含まないものとする（いわゆる「ドア TO ドア」を原則としない）。
- ・ 原則として、1日の範囲内で用務を終えることができる外出とする。

(2) 移動支援対象となる外出例

ア 社会参加等の外出

- ・ 地域生活に欠かせないと判断できるもの（自治会や地域の祭り等）
- ・ 冠婚葬祭等（結婚式、葬式、法事、お墓参り、お見舞い等）
- ・ 障害者団体活動への役員参加

イ 余暇活動等の外出（通年かつ長期にわたる外出を除く）

- ・ 文化施設、体育施設、観光施設等の利用
- ・ 買い物（身体介護対象を除く）
- ・ 理容・美容

(3) 移動支援対象とならない外出内容

ア 通年かつ長期にわたる外出

- ・ 通年かつ長期にわたる外出とは、同一の目的の利用において週1回以上の定期的かつ3ヶ月を超える長期的なものを対象とする。
- ・ 通園、通学、障害福祉サービス事業所等への送迎については、原則、認めない。ただし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認められた場合に限り、利用を認める。

イ 経済活動にかかる外出

- ・ 通勤については、原則、認めない。ただし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認められた場合に限り、利用を認める。
- ・ 習い事については、経済活動につながらず、自立に向けた生活に必要な不可欠で通年かつ長期にわたる外出の対象とならないものであって、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認められた場合に限り、利用を認める。

ウ 政治活動又は宗教活動にかかる外出

- ・ 宗教活動については、原則、認めない。ただし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

エ 通院及び入退院にかかる外出

- ・ 通院及び入退院にかかる外出については、原則、認めない。ただし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

オ 入院、入所している者の外出

- ・ 入院、入所している者の外出については、原則、認めない。ただし、施設入所支援と共同生活援助の入所者のうち、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

カ 宿泊等を伴う外出

- ・ 宿泊等を伴う外出については、原則、認めない。ただし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

キ 社会通念上、公共サービスを利用して外出することが適当でない外出

- ・ 社会通念上、公共サービスを利用して外出することが適当でないものとは、公営競技を含むギャンブル場、飲酒を目的とした飲食店等が対象となる。

2 Q & A

問1 「通年かつ長期にわたる外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合はどのような場合か。

(回答) 下記の場合を想定している。

介護者が傷病等によりやむを得ず送迎ができない場合に限り、一時的な支援として3ヶ月以内の利用を認める。また、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合は、最大6ヶ月までの利用を認める。

問2 「経済活動にかかる外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合はどのような場合か。

(回答) 下記の場合を想定している。

就職した場合に限り、通勤訓練期間として3ヶ月以内の利用を認める。また、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合は、最大6ヶ月までの利用を認める。

問3 「政治活動又は宗教活動にかかる外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合はどのような場合か。

(回答) 下記の場合を想定している。

個人の信仰による参拝等で他の趣旨がないものや世間一般に行事として共通認識の下に行われているものについては、自立に向けた生活に必要な不可欠で通年かつ長期にわたる外出の対象とならないものであって、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

問4 「通院及び入退院にかかる外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合はどのような場合か。

(回答) 下記の場合を想定している。

通院の場合、通院等介助との併用を可能とし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。しかし、院内の介護が必要と認められる場合、その支援部分は移動支援の対象としない。

問5 通院等介助と移動支援を併用する場合はどのように区分するのか。

(回答) 下記のとおり、区分する。

<u>自宅</u>	<u>病院内</u>	<u>ショッピング</u>	<u>自宅</u>
<u>通院等介助</u>	(院内介助)	<u>移動支援</u>	

問6 「入院、入所している者の外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合はどのような場合か。

(回答) 下記の場合を想定している。

施設入所支援の入所者の場合、地域移行を前提として日中活動の場の見学や地域生活の体験等に限り、訓練期間として3ヶ月・月10時間以内の利用を認める。また、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合は、最大6ヶ月までの利用を認める。

共同生活援助の入所者の通院の場合、通院等介助との併用を可能とし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。しかし、院内の介護が必要と認められる場合、その支援部分は移動支援の対象としない。

問7 「宿泊等を伴う外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認められた場合はどのような場合か。

(回答) 下記の場合を想定している。

宿泊施設等での介護を含まず、原則、通常の支給量を増やさずに対応できる場合に限
り、利用を認める。また、対応するヘルパーの宿泊費用等については、自己負担とする。

3 対象者

この事業の対象となる者は、重度訪問介護、同行援護、行動援護及重度障害者等包括支援の障害福祉サービスの支給決定を受けていない障害支援区分1以上の判定を受けた者又はこれに相当する者（児童の場合は保護者が付き添えない場合に限る。）で、次に掲げるものとする。ただし、利用対象者であっても障害福祉サービスの利用状況によっては認められない場合もある。

(1) 肢体障害者（児）

移動に制限がある肢体不自由者（児）であって、両上肢及び両下肢の機能障害を有する者又はこれに準ずる者で、尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」又は「一部介助」である者

(2) 視覚障害者（児）

移動に著しい制限がある視覚障害者で、尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」、「一部介助」又は「見守り等」である者

(3) 知的障害者（児）

尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」、「一部介助」又は「見守り等」である者

(4) 精神障害者（児）

尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」、「一部介助」又は「見守り等」である者

(5) 難病患者（児）

対象疾患による両上肢及び両下肢の機能障害を有し、屋外での移動に歩行が困難であること等が医師の診断書（様式1号）で確認できる者で、尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」又は「一部介助」である者

4 支給量

(1) 支給量

標準基準時間

50時間 / 月

(2) 勘案項目

ア 障害者等の障害支援区分や障害の種類、程度その他の心身の状況

イ 障害者等の介護を行う者の状況

ウ 障害者等に関する介護給付費等の受給の状況

エ 申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用状況

オ 当該障害者等に関する保健医療サービスや福祉サービス等(ウを除く。)の利用の状況

カ 当該障害者等や障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容

キ 当該障害者等の置かれている環境

ク 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

(3) 2人介護の定義

2人の従業者により居宅介護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次のアからウまでのいずれかに該当する場合に利用することができる。

ア 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合

イ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ウ その他障害者等の状況等から判断して、アやイに準ずると認められる場合

以 上